

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 水道建設課

不利益処分の内容	給水の制限又は停止	
根拠法令等及び条項	栃木市水道事業給水条例	
処分基準	根拠条項	栃木市水道事業給水条例第14条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成27年5月1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる事項 給水の制限又は停止は次の場合による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非常災害</li> <li>② 水道施設の損傷</li> <li>③ 公益上その他やむを得ない事情</li> <li>④ 法令または栃木市水道事業給水条例の規定</li> </ul> <p>給水の制限又は停止は、緊急やむを得ない場合を除いて、日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。</p>	
	<p>栃木市水道事業給水条例 (給水の原則)</p> <p>第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止をすることはない。</p> <p>2 管理者は、前項の給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。</p>	